

## 埼玉県後期高齢者医療広域連合保険給付費支払基金条例

平成20年2月20日

条例第2号

## (設置の目的)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく後期高齢者医療制度に係る保険給付等に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合保険給付費支払基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

## (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

## (繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (処分)

第6条 基金は、保険給付等に要する費用の不足額をうめるための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

## (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。